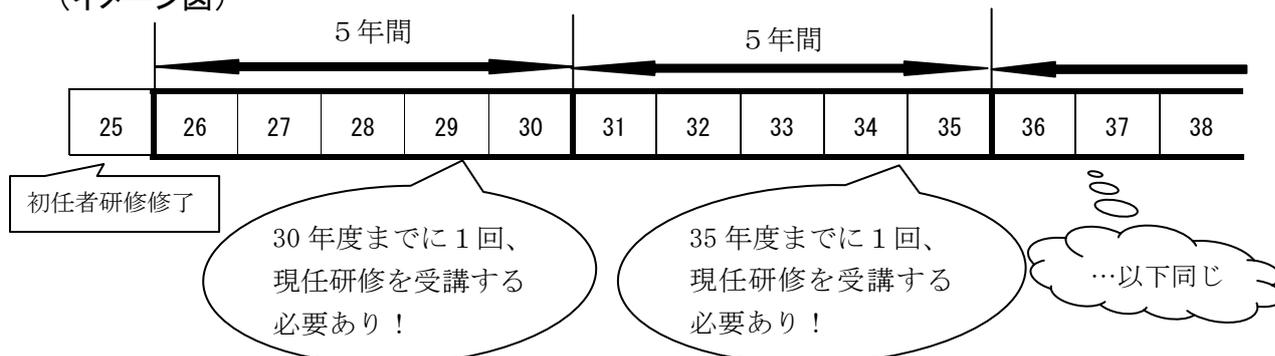


## 平成 30 年度静岡県相談支援従事者現任研修の受講について

### ● 相談支援専門員（予定者を含む）の方

- ◇ 相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度を初年度として5年度ごとに現任研修を修了する必要があります。

（イメージ図）



- ◇ 上記の間に現任研修を修了しなかった場合、相談支援専門員として従事するためには、改めて相談支援従事者初任者研修（5日間）を修了しなければなりません。

### ◇ 以下に該当する方は、今年度中に現任研修を修了してください。

- ・平成 20 年度に相談支援従事者初任者研修を修了し、平成 25 年度までに現任研修を修了した方で、平成 26 年度以降に2回目の現任研修を修了していない方
  - ・平成 25 年度に相談支援従事者初任者研修を修了した方で、これまでに現任研修を修了していない方
- ※現在相談支援に従事していない場合でも、将来、相談支援専門員として従事する可能性がある方は受講対象者になりますので、忘れずに受講してください。

※その他受講対象者は実施要綱の5を参照してください。

### ● 現任のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の方

現任研修の修了は義務ではありませんが、スキルアップのため、必要に応じて受講してください。（相談支援専門員の方の受講を優先します）

初任者研修（5日間）を修了した方で、今後相談支援専門員として従事する予定のある方は、相談支援専門員予定者として申し込んでください。